尾張旭市イメージキャラクターあさぴー

デザインガイドマニュアル

令和6年3月

あさぴーデザインガイドマニュアルをお読みいただきありがとうございます。

このデザインガイドマニュアルには、あさぴーのデザインを使用する際の基本的なルールが記載されています。デザインガイドマニュアルに沿った使用をしていただき、あさぴーが皆様に愛されるキャラクターでいられるよう、ご理解とご協力をお願いします。

目　次

1　あさぴーのプロフィール……1

2　デザイン使用に当たっての手続き ……2

3　あさぴーの基準 ……3

4　デザイン使用のルール……5

5　その他の注意事項……8

6　Q&A　よくある質問 ……9

1　あさぴーのプロフィール

Profile
プロフィール

なまえ　あさぴー

誕生日　12月1日

誕生の由来

市制施行35周年を機に、尾張旭を広くPRするために誕生。市民の皆さんからご応募いただいた761点の原画の中から、10作品を公表し、市民投票で決まりました。
また、「尾張旭市がハッピー」という意味を連想させる「あさぴー」という名前も、市民の方につけていただきました。

好きなこと

公園を元気に遊びまわること
歩くこと、植物のお手入れ

お仕事

多くの市民の皆さんに「尾張旭市」に愛着を持ってもらうようにすることや、「尾張旭市」を広くPRすることだよ！

あさぴーが誕生するまで

平成16年（2004年）、翌年に迎える市制35周年を機に、尾張旭市イメージキャラクターとして誕生しました。

「みんなでつくるみんなで決める尾張旭市イメージキャラクター」として原画を募集し、市民の皆さんからご応募いただいた761点の原画の中から、10作品を公表し、市民投票で1,783 票中350票を獲得して1位となった作品が「あさぴー」です。

また、「尾張旭市がハッピー」という意味を連想させる「あさぴー」という名前も、市民の方につけていただきました。

葉っぱの形をしたキャラクター「このは」とは大の仲良しで、いつも一緒です。

2　デザイン使用に当たっての手続き

■許可の申請

あさぴーを使用して販売を目的とする商品等を製作しようとするときは、事前に市へ許可の申請が必要となります。

「尾張旭市イメージキャラクター等の使用に関する要綱」をご確認の上、所定の様式に企画書等を添付し、提出してください。

https://www.city.owariasahi.lg.jp/site/asapi-osanpo/2857.html

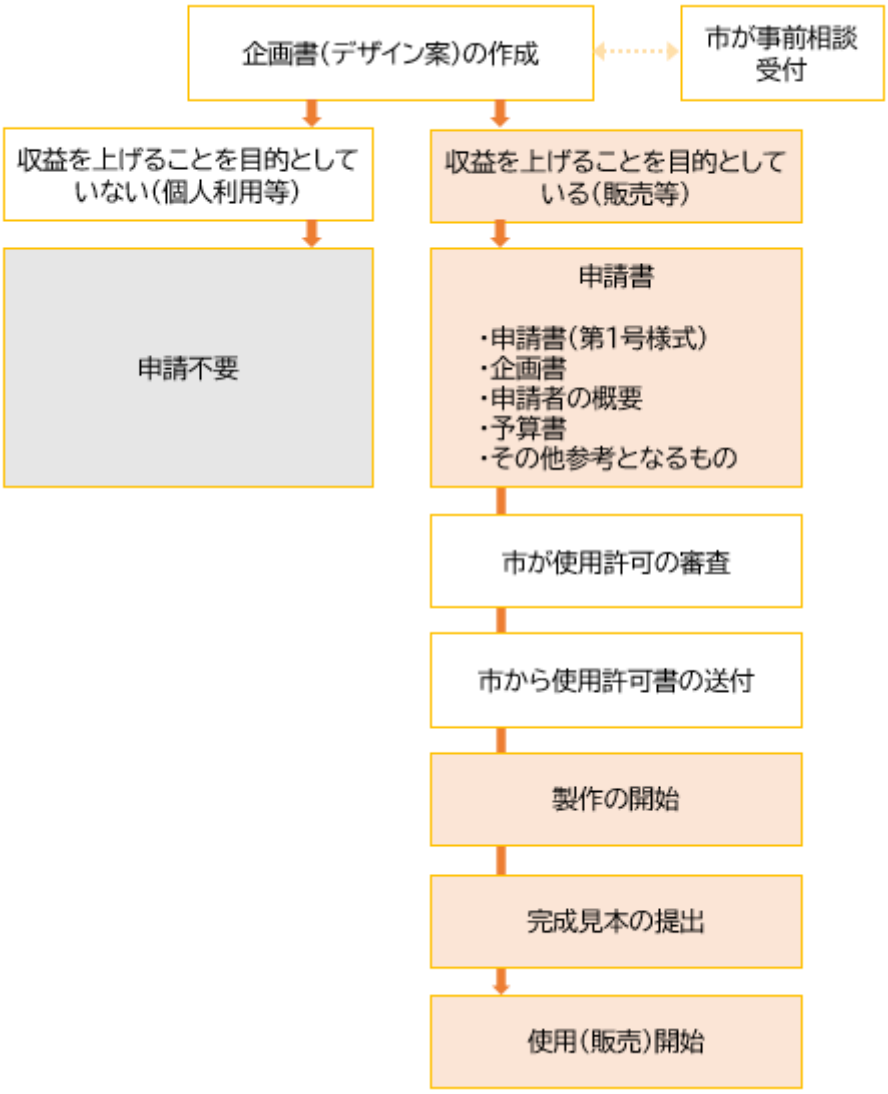

【提出先・事前相談等お問い合わせ先】

尾張旭市役所企画部広報広聴課

住　所：〒488－8666　愛知県尾張旭市東大道町原田2600－1

電　話：0561－76－8107　FAX：0561－52－5166

e-mail：kouhou@city.owariasahi.lg.jp

3　あさぴーの基準

◆色規定（カラー）

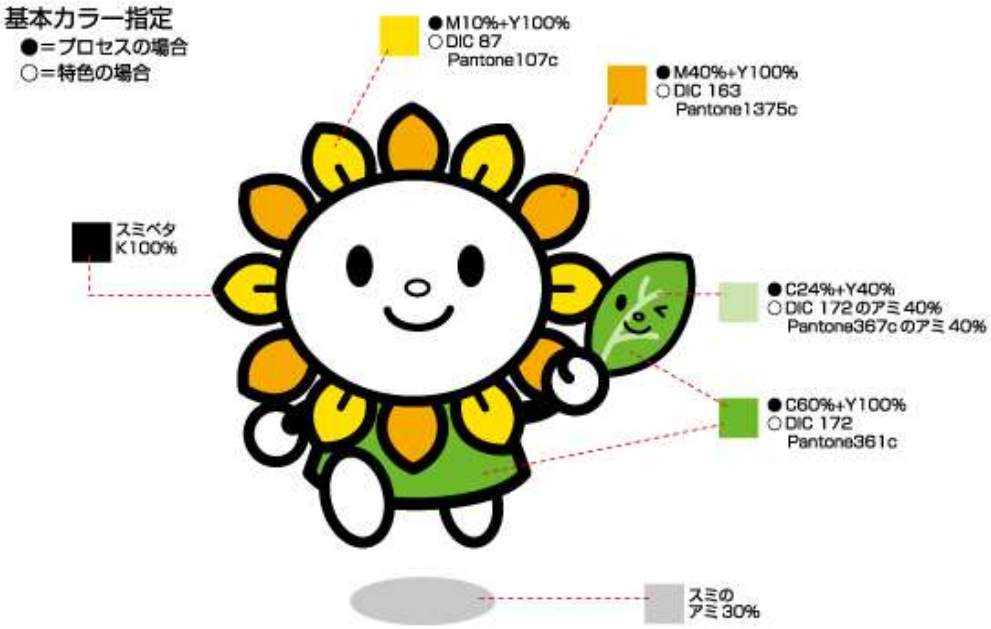

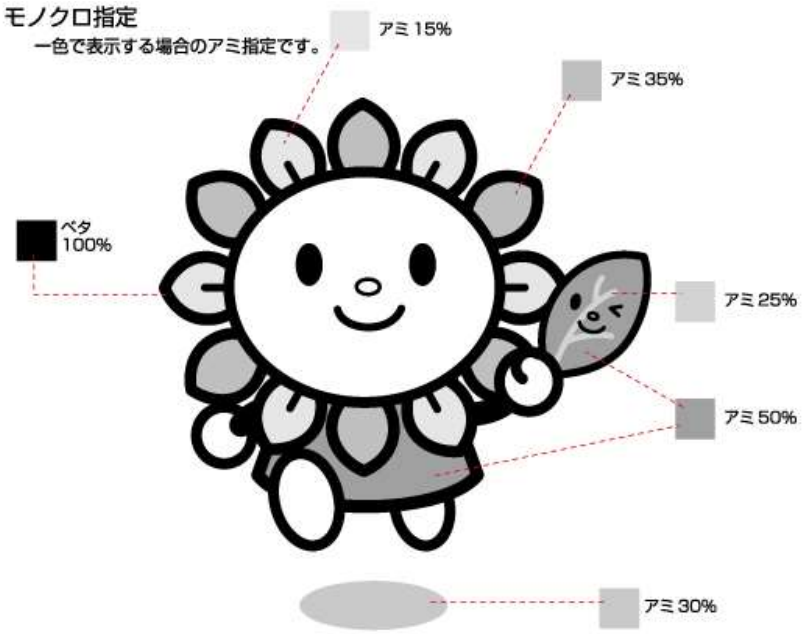

DIC 125
M10%+Y100%

DIC 638
C60%+Y100%

DIC 163
M40%+Y100%

3　あさぴーの基準

◆大きさ（割合）の基準

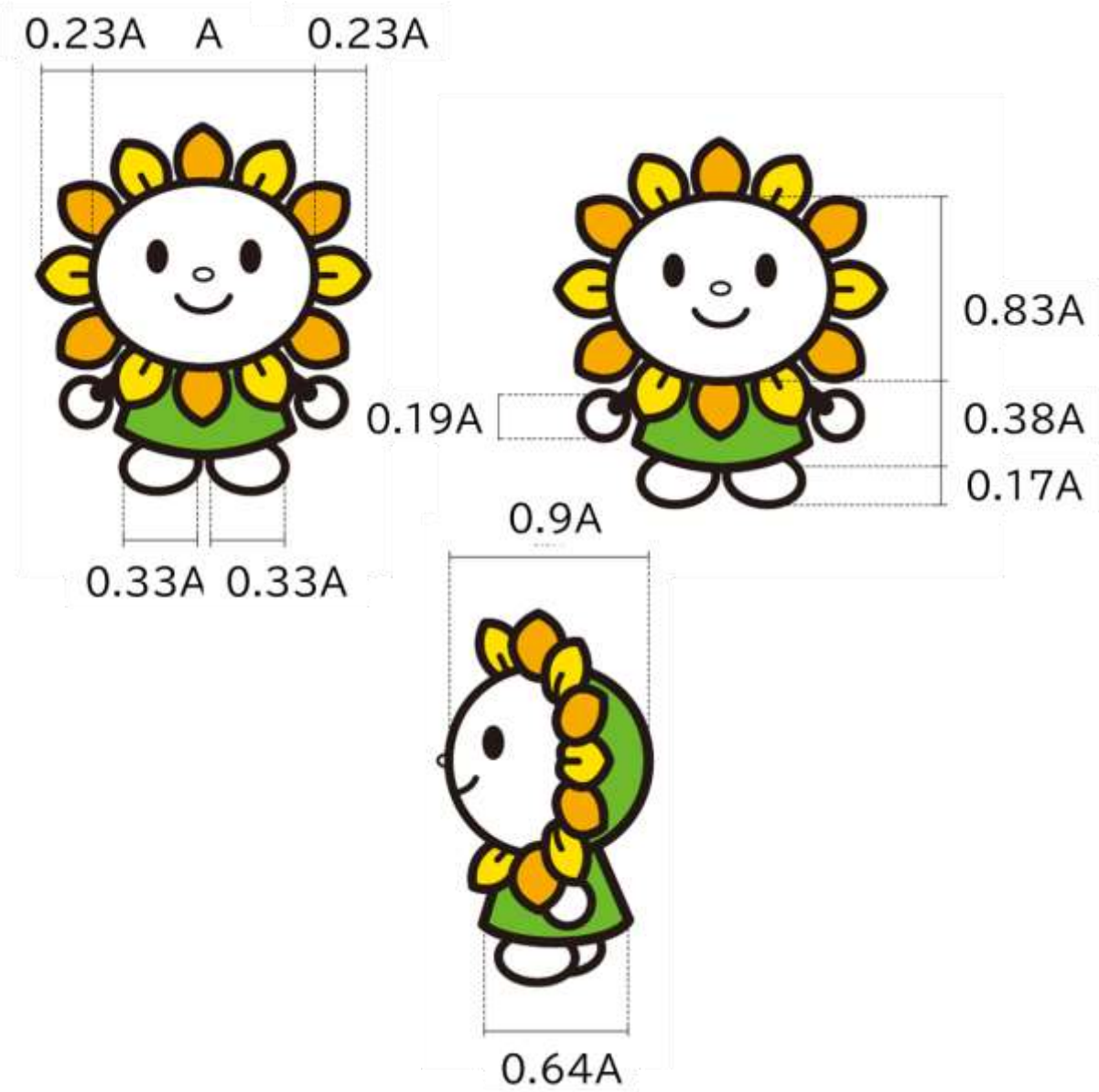

あさぴーの顔の幅を基準（A）とし、それぞれのパーツは表示の幅（割合）としてください。

4　デザイン使用のルール

あさぴーのデザインは、できるだけ多くの人に広い範囲で使用してもらうことを基本としていますが、以下に該当するときは、販売を目的として商品等を製作する場合に限らず、いずれの場合においても使用することができません。

◆デザインが使用できない場合

- 市のイメージアップを図り、愛着を深める目的に反するとき。又はそのおそれがあるとき。
- 法令及び公序良俗に反するとき。又はそのおそれがあるとき。
- 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用しようとするとき。
- 不当な利益を得るために使用しようとするとき。
- 特定の個人などの売名に使用しようとするとき。
- 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。
- 市のイメージを損ねると認められるとき。
- キャラクターそのものを加工するなど、キャラクターのイメージを損ねると認められるとき。
- 任意に図柄等を作成する場合で、原作のイメージを損なうと認められるとき。
- データそのものの複製、第三者への再配布、販売、賃貸及び貸与等をするおそれがあるとき。
- キャラクター等を正しい使用方法に従って使用しないものと認められるとき。
- 品質、性能等に関して公的機関の認定が必要な新製品に使用しようとする場合において、当該認定等が得られないとき。
- 社会通念上許可することが不適当と認められるとき。
- その他市長が許可することが不適当と認められるとき。

なお、販売を目的とする商品等を製作しようとする場合は、申請が必要となります。
P2「デザイン使用に当たっての手続き」を参照してください。

4　デザイン使用のルール

◆色の変更をしない

● あさぴーの色を変更することはできません。色規定（P3参照）に沿って使用してください。

例）

正しいイラスト　　色を変更

◆縦横の比率を変更しない

● 縦に引き伸ばしてスリムにしたり、横に引き伸ばして太らせたりしないでください。

例）

正しいイラスト　縦に引き伸ばす　横に引き伸ばす

◆他の図形を重ねたり、絵柄を重ねたりしない

● 絵柄を重ねて分身表現することや、絵柄を重ねることはできません。

例）

正しいイラスト　　花びらを大きくする
手を延ばす

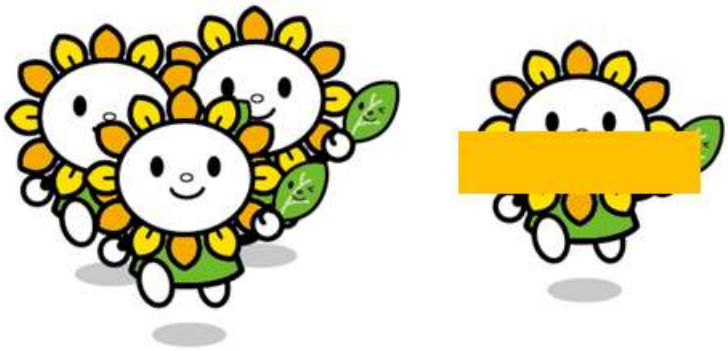

4　デザイン使用のルール

◆トリミングしない。

● イラストの一部を切り取って使用することはできません。

例）

正しいイラスト

下半身を削除

◆あさぴーそのものの加工はしない

例）

正しいイラスト

花びらを大きくする
手を延ばす

<u>ただし、持ち物、服装等を変更することは可能です。</u>

5　その他の注意事項

◆立体物の作成について

● 立体物（ぬいぐるみ・フィギュア等）を販売目的で製作する場合、あさぴーのイメージを損なわない表現にすることが条件となります。

◆著作権について

● デザインに関する著作権は、尾張旭市に帰属します。イラストを販売目的で使用する場合は、必ず事前に尾張旭市の許可を受けてください。（要綱第5条）

◆商標権など知的財産権について

● デザインを使用する者が、知的財産権（商標権、意匠権など）について新たに権利の設定はできません。

◆権利の譲渡について

● デザインを使用する者が、市に許可された権利を第三者に譲渡、貸与はできません。

◆オリジナルイラストについて

● このマニュアルに掲載のないデザインを作成し、使用する場合は、審査が必要です。事前に相談し、許可を受けてください。なお、新しく作成したデザインは、尾張旭市に帰属（市所有）し、第三者が使用できるものとなります。あらかじめご了承の上、デザインのデータをご提供ください。

6 Q&A よくある質問

◆許可申請に関すること

① あさぴーグッズを製作・販売することはできますか？

あさぴーグッズの販売は可能です。ただし、販売目的の場合は、あらかじめ市の許可が必要です。P2の「デザイン使用に当たっての手続き」をご参照ください。デザイン案や企画については、メール又は電話でご相談ください。

② 申請書を提出してから許可されるまで、どれくらい時間がかかりますか？

申請書が到着してから、2週間ほどかかります。書類に不備がある場合等、それ以上お時間をいただく場合もありますので、早めに手続きをお願いします。

③ メールや FAX で申請ができますか？

メールでの申請はできます。企画書に記載のデザインの色等を確認するため、FAXでの申請はできません。

④ 申請書に添付する「企画書」は何を用意すればいいですか？

デザインを使用する商品のイメージ図やレイアウト案など、デザインの使用方法が分かるものをご用意ください。なお、修正をお願いする場合がありますので、商品や印刷物のデザインの確定前に申請書を提出してください。

⑤ 申請書の添付書類の「申請者の概要・現況を示すもの」は何を用意すればいいですか？

企業であれば「会社概要」に相当するものをご用意ください。任意団体であれば、会則や規則などを用意してください。

⑥ 使用期間は最長3年間ですが、それ以上使うことはできますか？

一度の申請では、最長3年間しか使用することはできませんが、使用期間が切れる前に継続の申請をしていただければ、延長して使用することができます。期間に余裕をもって手続きをしてください。

⑦ 有志の団体ユニフォーム（販売はしない）にデザインは使用できますか？

販売を目的としていないものであれば、申請不要で使用できます。

6 Q&A よくある質問

◆デザインに関すること

① 解像度の高いデータはもらえますか？

使用目的の確認後（販売目的の使用の場合は、許可の後）、メールでお送りすることが可能です。データ形式は ai データ又は jpg、png です。以下、メールアドレスに必要事項を記載しご連絡ください。

メールアドレス：kouhou@city.owariasahi.jg.jp

【必要事項】

- 使用目的又は尾張旭市イメージキャラクター等販売目的使用許可書の許可番号
- あさぴーのイラスト名（あさぴーとおさんぽ特設サイトでご確認ください。）
- データ形式（ai データ又は jpg、png）

② 一度許可を受けたら、全てのイラストデータを使うことはできますか？

許可対象は、提出いただいた企画案についてのみになります。

その他のイラストを使用したい場合は、別途追加又は変更申請を行ってください。

③ あさぴーそのものの加工はせず、服装や装飾品、持ち物等を変更することは可能ですか？

可能です。あさぴーそのものの加工は禁止していますが、衣装や持ち物の変更は可能です。

ただし、特定の企業のPRや特定の個人等の売名に利用する場合は使用できません。

◆使用方法に関すること

① 自社のホームページ、SNS 等であさぴーを掲載することは可能ですか？

尾張旭市を紹介する一環での掲載は、問題ありません。特定の企業のPRや特定の個人等の売名に利用される場合は使用できません。

② 自社商品のパッケージにあさぴーを使用することは可能ですか？

販売を目的とする商品等に使用するときは、事前に許可が必要です。なお、そのデザインが尾張旭市の特産品等を紹介する一環での掲載は問題ありませんが、特定の企業のPRや特定の個人等の売名に利用する場合は使用できません。

お問い合わせ先

尾張旭市役所

企画部広報広聴課市政発信係

愛知県尾張旭市東大道町原田２６００―１

電　話：０５６１－７６－８１０７

e-mail：kouhou@city.owariasahi.lg.jp